

名古屋大学 One Medicine 生命-創薬共創プラットフォーム
特任教員・公募要領

1	募集件名	特任講師または特任助教の公募	
2	所属	名古屋大学 One Medicine 生命-創薬共創プラットフォーム	
3	募集内容	[職務内容（業務内容、担当科目等）] （雇入れ直後） ・名古屋大学One Medicine 生命-創薬共創プラットフォームの研究推進に関わる業務 ・東海国立大学機構One Medicine 創薬シーズ開発・育成研究教育拠点（COMIT）の研究推進に関わる業務 ・医学系研究科システム生物学分野の教育研究に関する業務 （変更の範囲） ・東海国立大学機構が指定する業務	
		[勤務地] （雇入れ直後）愛知県名古屋市昭和区 （変更の範囲）東海国立大学機構が指定する就業場所	
		[募集人員] 特任講師または特任助教・1名	
		[着任時期] 2024年10月1日以降の出来るだけ早い日から	
4	募集研究分野	大分類	医学
		小分類	基礎医学、システム生物学
5	勤務形態	常勤（任期付） 契約期間：採用日から2025年3月31日まで（予算の状況・勤務成績等によって年度更新。ただし最長2029年3月31日まで。）	
6	応募資格	[必要な特定分野の資格・条件（学位などを含む）・専門性等の詳細] (1) 博士号取得者及び同等以上の研究能力を有する方。または、着任予定時までに取得見込みであること。 (2) バイオデータサイエンス・バイオメディカル AI・システムバイオロジーなど生命情報科学領域の研究業績のある方。 (3) 名古屋大学One Medicine 生命-創薬共創プラットフォームにおいてデータサイエンスにより動物と人の病態比較から理論創薬、効果予測を実践し、One Medicine の概念にもとづく医薬品・医療機器開発等の応用研究に貢献できる方。 (4) 医学系研究科システム生物学分野の教員と協力して同分野の教育・研究・運営に貢献できる方。	
7	待遇	[採用後の待遇（給与、勤務時間、休日、雇用期間、保険等）] ・東海国立大学機構職員就業規則の定めるところによる。 https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110010928.htm ・給与は東海国立大学機構名古屋大学年俸制適用職員給与規程において定める年俸制とする。 https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110000191.htm ・専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分働いたものとみなされます。	

8	応募期間	<p>2024年7月1日（月）必着 ※適任者が決まり次第、応募を締め切ります。</p>
9	<p>応募・選考 結果通知 連絡先</p>	<p>[応募方法（提出書類の送付先）] (1) 履歴書（任意様式、写真貼付） (2) 業績目録（任意様式）：原著論文、総説、著書、学会発表、所属学会と活動歴、外部資金（科研費等）の取得歴、受賞歴等 (3) これまでの研究の概要、志望動機、着任後の抱負（形式自由、A4で1～2枚程度） (4) 推薦書（任意）または照会者（応募者の能力や人柄をよく知る者）の連絡先</p> <p>以上の書類を、応募期間内（必着）にEメールにて提出ください。</p> <p>提出先・お問い合わせ先： 名古屋大学 One Medicine 生命・創薬共創プラットフォーム事務局 tlimp_office*t.mail.nagoya-u.ac.jp （*を@に変換してください）</p> <p>※Eメールでの提出はファイルのサイズが大きい場合、受信できない可能性があります。可能な限りファイル共有サーバーをご使用くださるようお願いいたします。Eメールの受信後は、受信確認の連絡をいたします。</p> <p>[選考内容（選考方法、採否の決定）] ・書類選考の上、面接を実施。 ・面接実施者については、メールで連絡を行う。</p>
10	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類については、本選考以外の目的には使用しません。 ・応募書類は、本選考委員会が責任を持って処分し、返却しません。 ・面接に要する交通費は支給しません。 ・本学では、男女共同参画を積極的に推進しています。 <p>女性比率向上のためのポジティブ・アクションについて https://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/declaration/positiveaction/index.html</p> <p>名古屋大学ジェンダーダイバーシティセンター （学内保育園、学童保育所などの情報） https://www.kyodo-sankaku.provost.nagoya-u.ac.jp/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年11月「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。